平成２９年（フ）第６０号
滋賀県野洲市北野１丁目21番９号
債務者　野中　　泉
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号
滋賀県野洲市吉川1339番地
債務者　今江　京子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
滋賀県湖南市菩提寺北５丁目４番11号
債務者　中野　秀子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
滋賀県彦根市後三条町245番地28（202号）
債務者　稲垣　　朗
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２４号
山口県下関市川中豊町２丁目７番14号　サンピレッジⅠ　205号、前住所山口県下関市竹崎町３丁目５番25号、前々住所香川県三豊市詫間町詫間467番地７
債務者　下田　泰史
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９号
愛媛県今治市吉海町八幡478番地１　吉海八幡岡団地202号、前住所愛媛県今治市吉海町幸新田284番地、前々住所愛媛県今治市宮窪町友浦494番地
債務者　中川　博枝（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第３２号
宮崎市花ケ島町水町1847番地８
債務者　津久江純平
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５３号
宮崎市源藤町葉山258－７　ルーチェマンション605号室、住民票上の住所宮崎県日南市北郷町大藤甲2234番地
債務者　岡本　敏希
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５号
秋田市雄和女米木字川崎51番地
債務者　髙橋　純悦
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
京都市北区西賀茂角社町50番地２　西賀茂マンション202号、前住所京都市上京区衣棚通今出川上る畠山町192番地17
債務者　山﨑　晶子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
京都府木津川市木津川原田62番地10
債務者　西田　剛章
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
京都市伏見区葭島矢倉町４番地33
債務者　石橋　陽一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
京都市山科区川田山田10番地31、前住所京都府城陽市寺田深谷39番地の２　グランディール友ケ丘Ｂ棟201号
債務者　森井　　弘
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
長崎県松浦市志佐町白浜免2026番地22
債務者　平川　達也
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
宮崎県日向市大字財光寺1299番地10
債務者　濵本　秀一（旧姓堀之内）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１６号
宮城県大崎市古川栄町１番26号　シティコートスズキ102号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字狸沢31番地22
債務者　手代木かつ子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
宮城県栗原市花山字草木沢北山30番地、従前の住所宮城県栗原市花山字本沢中村16番地
債務者　沼津　君枝
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係